

(1) 現況把握

水田の畑地化に当たっては、整備内容の検討に必要となる土壌、地下水位等の現地調査や畑地化に適した区域の選定（ゾーニング）に向けて、地区の地形等の概況や畑地化の阻害要因、関係機関（市町村・農協等）の農業振興方針、関係土地改良区や農業者の意向など、地区の現況を把握することが重要である。

地区の現況把握では、既存資料の収集、団体・農業者からの聴き取りを行い、これらの結果を踏まえて現地踏査を実施する。

【解 説】

1. 基本的な考え方

現況把握は、土壌、地下水位等の現地調査や畑地化に適した区域の選定（ゾーニング）に向けて、地区の地形等の概況や畑地化の阻害要因、関係機関（市町村、農協等）の農業振興方針、関係土地改良区や農業者の意向など、地区の現況について把握するもので、整備内容を検討する上で最も基本的かつ重要な作業となる。

2. 現況把握に係る作業内容^{1), 2), 3)}

現況把握の際に実施すべき作業は以下のとおり。

- ・ 資料収集
- ・ 聴き取り
- ・ 現地踏査

1) 資料収集

地区の現況把握に当たっては、以下の諸資料をできる限り広範囲に収集する。

① 現況資料

- a) 気象月報
- b) 地形図（縮尺 1/5,000 または 1/10,000 を基本とする。）
- c) 地質図（産業技術総合研究所地質総合センター、都道府県発行）
- d) 土壌図（都道府県農業試験場作成）
- e) 土地利用図
- f) 現況用排水系統に関する資料
- g) 水利権に関する資料

② 計画関連資料

- a) 土地改良を要する状況についての調査資料
- b) 市町村勢要覧及び市町村管内図
- c) 市町村が定める農業振興地域整備計画に関する資料

- d) 市町村の都市計画に関する資料
- e) 地区内の各種事業計画に関する資料（農村産業法に関する基本計画等）
- f) 関連土地改良区等に関する資料
- g) 近傍のほ場整備の計画地区、事業実施地区における事業計画書その他関連する土地改良事業に関する資料
- h) 河川（河川整備、貯留機能保全区域等）、道路改修計画、その他関連する事業に関する資料
- i) 生態系、景観等の環境に関する資料
- j) 文化財の分布に関する資料（教育委員会作成資料等）
- k) 市町村作成の農業振興計画（地域計画（農業経営基盤の強化の促進に関する計画）、水田収益力強化ビジョン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等）
- l) 農協等の農業振興計画

2) 聴き取り

地区の現状（ほ場の排水性や土地利用状況、営農形態等）のほか、基盤整備の実施段階や整備後の営農（販売）段階に関わる内容として、農業者等の意向・要望（畑地化後の導入作物等）を聴き取りにより把握する。

3) 現地踏査

畑地化の検討対象区域について、農地を踏査し、現況の栽培方法（水管理）、ほ場の均平、区画の大きさと排水組織（排水路の配置、ポンプの有無、排水本川的位置・水位等）、用水組織（用水路の配置・形式（開渠・暗渠）等）などを確認し、その結果を地形図等に記入及び整理する。

現地踏査段階においては、この後に続いて行われる現地調査（土壌（表土厚、石礫の有無等を含む）、地下水位、排水路水位、降雨後の地表残留水、ほ場周辺からの浸入水の発生状況等）の具体的な方針を決定するために必要な資料を得ることに努める。

なお、踏査の範囲は、土壌図等の既存資料、関係農家等からの聴き取りにより、畑地化を要望する範囲、地形等から総合的に判断し決定する。

引用文献

- 1] 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「ほ場整備（水田）」『基準 2.2 概査』
- 2] 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「ほ場整備（畑）」『基準 2.2 概査』
- 3] 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「暗渠排水」『基準 2.2 調査項目』